

令和 6 年 3 月 14 日  
第 4 回常任委員会決定

## 第 29 回全国障害者スポーツ大会 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針

第 29 回全国障害者スポーツ大会の開催にあたり、県及び会場地市町村は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

### 1 県の業務及び負担する経費

- (1) 全県的な業務の推進の基本となる計画の策定及び実施並びに当該計画の推進に必要な総合調整、連絡及び助言に関する業務を担当し、その経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施及び大会実施本部の運営等の全県的・総合的な大会の準備及び運営に関する業務を担当し、その経費を負担する。

### 2 会場地市町村の業務及び負担する経費

競技会場地の主催者として、競技会実施本部の運営に関する業務を担当し、その経費を負担する。

### 3 業務分担及び経費負担の細目

- (1) 業務分担の主な内容は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 経費負担の主な内容は、別表 2 のとおりとする。
- (3) この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町村が協議の上、決定する。